

令和7年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、市民及び事業者による生活コスト又はランニングコストの削減に資する取組を支援するとともに、CO₂排出量削減によるカーボンニュートラルの加速化を図るため、省エネ効果が認められる屋根や窓などの建築物の外皮に対する遮熱・断熱対策の導入を行う者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社及び個人事業主をいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (6) 協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人、企業等、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人又は協同組合その他市長が特に認める者
- (2) 市税を滞納していない者

(3) 次条に規定する補助対象事業について、国、県等から他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がない者

(4) 次のア又はイに該当する者

ア 第6条第1項の規定による補助金の交付申請時点（以下「交付申請時」という。）において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅（以下これらを「住宅」という。）に別表に定める補助対象設備（以下「補助対象設備」という。）の導入（購入、運搬、施工及び取付け並びにそれらに伴う既存設備の撤去をいう。以下同じ。）を行うもの（以下「住宅用導入者」という。）

イ 交付申請時において、本市内にある事業の用に供する建築物（自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物（第三者に貸し出すことを目的とする建築物を含む。）又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約により借り受けている建築物で、その所有者から補助対象設備の導入を行うことについて同意を得ている建築物に限る。）（以下「事業所等」という。）に補助対象設備の導入を行うもの（個人であるか団体であるかを問わない。以下「事業所等用導入者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助対象者としな

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の住宅又は事業所等において補助対象設備の導入を市内に所在する他の事業者（当該補助対象者と資本関係（一方が他方の株式を所有し、又は一方が他方に出資している関係をいう。）がない者に限る。）に委託等して実施する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と同表に定める補助上限額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、住宅用導入者が補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し）
- (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (4) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の場合において、事業所等用導入者が補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し）
- (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (4) 登記事項証明書（登記を必要としない事業所等の場合は、当該事業所等の開設を確認することができる書類）又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、開業届出書又は直近の確定申告書及び顔写真付きの身分証明書若しくは住民票）の写し
- (5) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の補助金交付申請書の受付期間は、令和7年5月19日から同年7月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の受付期間に受け付けた補助金の交付申請に係る補助金の交付予定額の合計額が予算額に満たなかった場合は、当該期間を延長することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、規則第6条第1項

の規定に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 規則第8条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（事業計画変更等）

第8条 規則第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から補助対象事業が完了する日までの間（以下「交付予定期間」という。）において、補助対象経費の変更（20%以内の減額及び20%以内の増額で、かつ、補助金の額の増額を伴わない増額を除く。）若しくは補助対象設備の変更をしようとするときは当該変更に係る書類を添えて、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに事業計画変更等申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事業計画変更等申請書の提出があった場合において、その内容が補助対象経費又は補助対象設備の変更であるときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは事業計画変更承認通知書（別記様式第6号）により、その内容が補助対象事業を廃止しようとするものであるときは事業廃止承認通知書（別記様式第7号）により、それぞれ当該事業計画変更等申請書の提出を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定にかかわらず、交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し）
- (2) 補助対象設備の導入を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真（製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。）
- (3) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類（変更後の見積書等の写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書の提出期限は、令和7年10月31日とする。ただし、第6条第5項の規定により補助金交付申請書の受付期間を延長した場合における補助事業実績報告書の提出期限は、市長が指示する日とする。

4 市長は、第1項の補助事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置工事等に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

(額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金の額の確定について(通知)(別記様式第9号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。ただし、第6条第5項の規定により補助金交付申請書の受付期間を延長した場合において、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(協力)

第12条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する報告等の協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて導入を行った補助対象設備とする。

3 規則第18条の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をする場合には、当該承認を受けようとする者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け)

第14条 規則第19条に規定する関係書類は、前条第1項に規定する期間中整理保管して

おかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

別表（第3条－第5条関係）

補助対象設備	(1) 屋根又は屋上に対する遮熱又は断熱対策に資する設備	遮熱又は断熱を目的とするもので、遮熱又は断熱性能の数値（国内の第三者機関において試験されたもの又は製造元等において日本産業規格（J I S）に基づいた測定を行ったものに限る。以下同じ。）をホームページ、カタログ等で確認することができるもの
	(2) 窓又はガラスに対する遮熱又は断熱対策に資する設備	遮熱又は断熱を目的とするもので、遮熱又は断熱性能の数値をホームページ、カタログ等で確認することができるもの
	(3) その他建築物の遮熱又は断熱対策に資すると市長が認める設備	次のいずれかに該当するもの ア 遮熱又は断熱を目的とするもので、遮熱又は断熱性能の数値をホームページ、カタログ等で確認することができるもの イ その他市長が適当と認めるもの
補助対象経費	補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、令和7年5月19日から同年7月31日（第6条第5項の規定により補助金交付申請書の受付期間を延長した場合は、市長が指示する日）までの間に発注又は契約を行い、かつ、施工又は取付け及び委託料等の支払を完了し、帳簿等によりその事実を確認することができるもの	
補助率	4分の1	
補助上限額	20万円	

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業所等用導入者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※住宅用導入者の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

補助金交付申請書

令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 設備の導入場所		山形市			
2 設備の経費・補助金の額					
(1)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	予定価格（税抜）
					円
	購入・発注予定事業者		購入・発注予定事業者住所		
(2)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	予定価格（税抜）
					円
	購入・発注予定事業者		購入・発注予定事業者住所		
(3)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	予定価格（税抜）
					円
	購入・発注予定事業者		購入・発注予定事業者住所		

※裏面に続きます。

[illegible]

誓約書兼同意書

令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 山形市市税条例（昭和 4 0 年山形市条例第 3 7 号）第 3 条に規定する市税の滞納はありません。
- 2 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 3 1 について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

（宛先）山形市長

年 月 日

住 所
電話番号

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

印

誓約書兼同意書

令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 山形市市税条例（昭和 4 0 年山形市条例第 3 7 号）第 3 条に規定する市税の滞納はありません。
- 2 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 3 1 について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

（宛先）山形市長

年 月 日

住 所
電話番号
企業等名

フリガナ

役職・氏名 印

第 号
年 月 日

様

山形市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、山形市補助金等の適正化に関する規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則及び令和7年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱を遵守してください。
 - (2) 補助対象設備の使用状況の報告を市から求められたときは、協力してください。
 - (3) 法定耐用年数期間を経過する前に補助対象設備を処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、市長の承認を受けてください。

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業所等用導入者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※住宅用導入者の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

事業計画変更等申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更（事業の廃止）をしたいので、令和7年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容（変更等のある項目のみ記入してください。）

（1）補助金交付決定額・補助対象設備の変更

変更項目	変更前	変更後
設備の種類		
メーカー		
製品名		
省エネ性能		
設備の予定価格（税抜）	円	円
その他経費※	円	円
補助対象経費計	円	円
補助金額	円	円
変更理由		

※本体購入価格以外の運搬、施工若しくは取付費用又は更新に伴う撤去費用等の一体不可分な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 事業の廃止

廃止の理由	
-------	--

2 添付書類

市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業計画の変更について、その変更を承認するとともに下記のとおり交付決定額を変更することに決定しましたので、令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

変更項目	変更前	変更後
補助金交付決定額	円	円

第 号
年 月 日

様

山形市長

事業計画廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業の廃止について、下記のとおり承認をすることに決定しましたので、令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定日	年 月 日
補助金交付決定番号	第 号
事業の廃止日	年 月 日

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（報告者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業所等用導入者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※住宅用導入者の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

補助事業実績報告書

令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金に係る事業が完了しましたので、令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、事業の実績を報告します。

記

1	設備の設置場所	山形市			
2	設備の経費・補助金の額				
(1)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	価格（税抜） 円
	購入・発注事業者		購入・発注事業者住所		
(2)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	価格（税抜） 円
	購入・発注事業者		購入・発注事業者住所		
(3)	設備の種類	メーカー	製品名	省エネ性能	価格（税抜） 円
	購入・発注事業者		購入・発注事業者住所		

※裏面に続きます。

① 小計（本体購入価格）（税抜）	円
② その他経費（本体購入価格以外の運搬、施工若しくは取付費用又は更新に伴う撤去費用等の一体不可分な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。））	円
③ 補助対象経費計（①＋②）	円
④ 補助金交付額（③×1／4） 上限20万円	円
3 添付書類 ※提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。 ① 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し） ② 補助対象設備の導入を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真（製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。） ③ 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類（変更後の見積書等の写し） ④ その他市長が必要と認める書類	

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のありましたみだしの補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

確定補助金額 円

(申請者)

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業所等用導入者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※住宅用導入者の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金に係る事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和 7 年度山形市建築物遮熱・断熱対策事業費補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により申請します。

1 処分の方法 ☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃棄
☐ その他 ()
 ※該当する項目にチェックしてください。

2 処分の時期 年 月 日 (から 年 月 日まで)

3 処分の理由

4 処分の条件

5 処分財産の状況

財産の種類	形式	数量	取得価格	取得年月日	残存価格	備考